解散公告

当社は、平成二十六年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七八号

パシフィック・エコ・リファイニング株式会社　代表清算人　箕輪　元

解散公告

当社は、平成二十六年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七八号

セントラル・エコサイクル株式会社　代表清算人　箕輪　元

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

岡山市北区問屋町一九番地一〇三

いろは堂株式会社　代表清算人　吉岡　正治

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

岡山県総社市新本八五四八番地

日本抄繊製品株式会社　代表清算人　鎌田　正己

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

広島市安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬六六〇番地の二

株式会社ヤナセ　代表清算人　向井　重徳

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

香川県観音寺市伊吹町五六〇番地一

有限会社三好電設　清算人　三好　雅朗

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

熊本市南区良町五丁目一二番二八号

特定非営利活動法人熊本公共施設支援機構　清算人　高橋　隆二

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

熊本市東区月出二丁目六番三七号

特定非営利活動法人ビューティーサポート　清算人　河口　哲郎

解散公告

当法人は、平成二十六年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

鹿児島市山田町三七七番地

特定非営利活動法人夢倶楽部　清算人　仙田　次雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

社団法人日本綜合歯科協会　代表清算人　吉田　公明

解散公告（第一回）

当組合は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき、平成二十六年六月三十日に東京都知事の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

東京都品川区二葉一丁目二一番一五号

大井町西地区市街地再開発組合　代表清算人　富永　敏雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年六月二十七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

愛知県新城市字東入船六番地一

新城上市場土地区画整理組合　代表清算人　荒川　修吉

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年六月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

福岡県福岡市中央区高砂一丁目一八号一四番

全九州電気工事業厚生年金基金　代表清算人　花元　英彰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

福島県南会津郡南会津町田島字大坪一六番地一

医療法人南山会　清算人　寺島　潤子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月二十七日奈良県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

奈良県五條市五條一丁目二番八号

学校法人平岡学園　代表清算人　平岡　義朗

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年四月二十四日開催の定時総会の決議並びに平成二十六年六月十二日到達の熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

熊本県上益城郡山都町御所四八五七番地

御所生産森林組合　清算人　山本　雄次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年六月二十七日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十六日

東京都千代田区外神田五丁目二番二号株式会社都市空間研究所内

北戸田駅東一街区市街地再開発組合　清算人　傳田　俊雄

清算人　熊木　利光

清算人　株式会社市ヶ谷組